

初期契約解除に伴う対価請求について

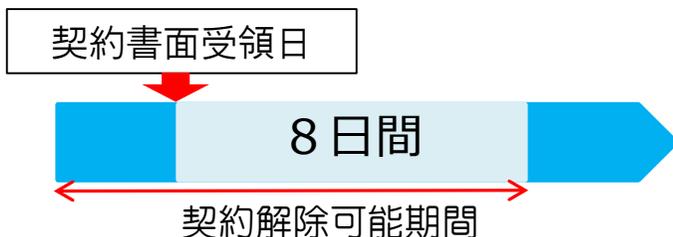
初期契約解除制度

- 利用者は、**契約書面受領後等から8日間**は、相手方（電気通信事業者）の合意なく**契約解除**できる。また、初期契約解除制度の規定に反する**特約は無効とする**。

● 対象役務

| | | | |
|------|--|----------------------------|------------|
| 移動通信 | ①MNOの 携帯電話端末サービス(音声サービスあり) | 「確認措置」の認定を受けた サービスは適用除外 | プリペイド型は対象外 |
| | ②MNOの無線インターネット専用サービス | | |
| | ③MVNOの無線インターネット専用サービス 期間拘束あり | | |
| | ④MVNOの 携帯電話端末サービス(音声サービスあり) | | |
| 固定通信 | ①光ファイバーインターネットサービス | | |
| | ②ケーブルテレビインターネットサービス | | |
| | ③上記①・②向けの分離型インターネット接続サービス | | |
| | ④DSL向けの分離型インターネット接続サービス(DSLの 回線部分の契約を解除しないで変更可能なもの) | | |

● 契約解除可能期間(原則)



● 契約解除時に利用者に請求できる上限額

- ①契約解除までの**サービス提供の対価**
※定額制の料金は、原則として日割り計算
- ②サービス提供に必要な**工事(実施済の工事)に通常要する費用**※1として総務大臣が告示※2する額
- ③**契約の締結のために通常要する費用**(いわゆる事務手数料)※1として総務大臣が告示※2する額
- ④**番号ポータビリティの適用に通常要する費用**※1として総務大臣が告示※2する額

※1 当該費用として通常請求されるもの

※2 詳細は次ページ

- 利用者に不利な料金等の変更が含まれる**変更契約・更新契約**にも適用
- 利用者が初期契約解除を行う具体的な方法など制度利用に当たっての留意点を新ガイドラインで解説
- 乗換え元に復帰することについて不利益が予想されるにもかかわらず、その内容を説明しないこと又は虚偽の説明をすることは、**事実不告知・不実告知の禁止の規定に抵触し得る**

初期契約解除に伴う対価請求の上限額を定める告示の概要

- 初期契約解除に伴い利用者が支払うべき額(対価請求額)のうち工事費用、事務手数料及び番号ポータビリティに係る費用の上限額を規定。

| | | |
|----------------|--|--|
| 工事費用 | (FTTHアクセスサービス) <ul style="list-style-type: none">・ 戸建て住宅に人員を派遣して行う工事 25,000円・ 集合住宅等に人員を派遣して行う工事 23,000円・ その他の工事(人員派遣なし) <u>2,000円</u> ★土日・休日の場合は3,000円、 夜間・深夜の場合は10,200円を加算可能 (人員無派遣の場合は加算不可) | (CATVアクセスサービス) <ul style="list-style-type: none">・ 戸建て住宅に人員を派遣して行う工事 18,000円・ 集合住宅等に人員を派遣して行う工事 17,000円・ その他の工事(人員派遣なし) <u>2,000円</u> |
| 事務手数料 | 3,000円 (固定通信、移動通信共通) | |
| 番号ポータビリティに係る費用 | 3,000円 (固定通信、移動通信共通) | |

※上記の上限額に消費税を加えた額まで請求可能。

※上記の上限額以内であっても、通常の中途解約等で請求している額の方が低い場合は当該額が上限となる旨を告示に規定。

※上記のほか、施行規則に基づき、初期契約解除までに利用したサービスの利用料を合理的範囲内で請求可能。

- あくまで上限であり、全ての場合においてこの額まで請求できる権利が事業者には与えられるものではない。
事業者が自主的に無償での契約解除に応じることも妨げられない。